

知って得する! 知らないで損する?!

パートタイム・アルバイトで働く人のための

ルール講座

講師 **池田 美千代** 氏

(アビリティセンター株式会社 労務担当)

人生 100 歳時代がそこまでやってきています。
私たちの働く期間も、どんどん長くなってきています。
パートタイマーやアルバイトでも、労働基準法や社会保険、
労働保険などにおいては、正社員と同様の権利や給付があり、
「働く人」として守られています。
自分たちの働くルールや社会の仕組みを理解しておきましょう。



日時

平成29年**10月22日**日

10:00～ 講演 (9:30開場、受付)
11:30～ 個別労働相談会

入場料
無料

会場

ほしらんどくだまつ サルビアホール
(下松市大手町2-3-1)

託児サービスあり
(要予約)

対象

パートタイマー・アルバイト (短時間労働者)、求職者、
事業主や人事・労務管理担当者、テーマに興味のある方など
約150人

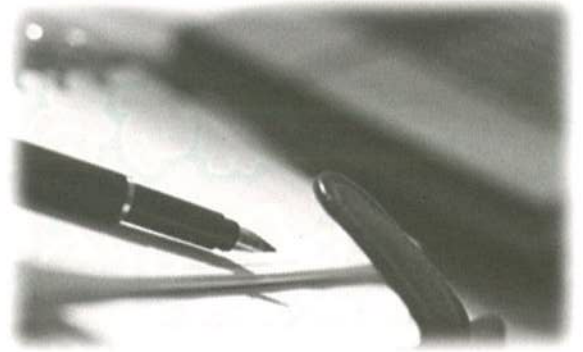
申込先

山口県労働協会 (山口市滝町1-1 山口県労働政策課内)
TEL 083-933-3220 FAX 083-933-3229
10月10日火切



今回のポイント

- 来年4月から、有期雇用契約の人が5年を超えれば「無期雇用」への転換を希望することができること。
- 働きつづけるために、それぞれの節目で活用すべき制度を理解すること。
- 社会保険や雇用保険に加入するメリットとその仕組みについて理解すること。
- 来年の配偶者特別控除の改正について理解すること。

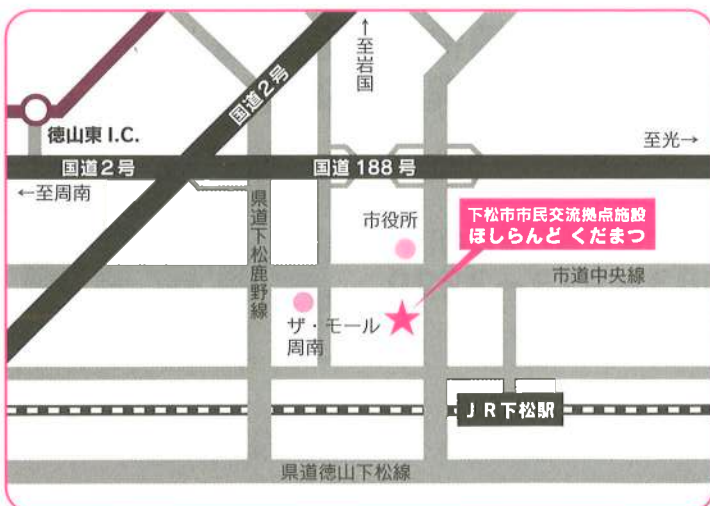


下記にご記入の上、FAXにてお申し込みください

氏名 (ふりがな)	連絡先	
	〒	
	TEL	FAX
個別相談の希望の有無	有の場合 相談内容 (簡単に)	託児サービス利用希望 (完全予約) ※有の場合は後日、連絡します
有 ・ 無	有の場合 ()	有 ・ 無

氏名 (ふりがな)	連絡先	
	〒	
	TEL	FAX
個別相談の希望の有無	有の場合 相談内容 (簡単に)	託児サービス利用希望 (完全予約) ※有の場合は後日、連絡します
有 ・ 無	有の場合 ()	有 ・ 無

氏名 (ふりがな)	連絡先	
	〒	
	TEL	FAX
個別相談の希望の有無	有の場合 相談内容 (簡単に)	託児サービス利用希望 (完全予約) ※有の場合は後日、連絡します
有 ・ 無	有の場合 ()	有 ・ 無



問い合わせ・申込先

山口県労働協会

(山口市滝町1-1 山口県労働政策課内)

TEL:083-933-3220

FAX:083-933-3229

こちらのメールアドレスでも受け付けていますので、必要事項を御記入の上お申し込み下さい。

✉ roudoukyoukai@pref.yamaguchi.lg.jp